

肝炎サポート国民大集会に参加をして、ここまで全国的な規模にまで盛り上がってきたのは、弁護団の先生方と原告団の田中代表や原告団の方々の努力による賜物だと理解し、感謝致します。

今回の大集会の中で、国立国際医療研究センターの肝炎情報センター長 考藤達哉先生の講演「肝炎治療の最前線」では、新薬の開発の苦労話や肝臓の検査機器（フィブロスキャン）などの話が聞けました。

現在、B型肝炎の画期的な「創薬」も実現に向けて前進しているとお話も聞けました。

この事は、B型慢性肝炎や肝硬変、又は肝癌で通院治療を受けておられる方々には朗報ではないかと思われます。

また、活動の一環として、大集会の前に、北陸原告団・弁護団は北陸三県の地元の国会議員へこれまでの成果に対する感謝と今後、さらに、原告団の声を国会に届けて頂く事をお願いしてきました。[福井県 60代 男性]



裁判での「意見陳述」ご紹介



[福井県・男性]

私がB型肝炎ウイルスの感染を知ったのは、平成16年、39歳のときでした。体調不良で近所の病院で受診したところ、総合病院を紹介され、すぐに入院になりました。入院期間中、主治医からB型肝炎ウイルスに感染していること、肝がんが発症していることを告げられ、強いショックを受けました。自分がB型肝炎ウイルスに感染しているということすら知らなかったため、肝がんの発症という宣告はあまりにも突然でした。

私の肝がんの病態は深刻なものでした。後から聞いたところ、妻は最初の入院時に「旦那さんの余命は長くない」「覚悟をしておいて欲しい」と主治医から説明を受けたそうです。私自身は主治医からその説明は受けませんでした。肝がんという病名を聞いただけでも、「長くは生きられないだろう」と、覚悟を決めざるを得ませんでした。当時は子どもも小さく、とても辛い思いを感じました。妻も、同様に辛い思いをさせていただこうと思います。

肝がんの治療は、インターフェロン治療にはじまり、静脈瘤切除の内視鏡手術等々、多岐にわたりました。平成16年の最初の入院以降でこれまでに15回程度は入院を経験しています。治療が始まった当初を思い返すと、肉体的な辛さよりも、経済的な面での悩みが印象に残っています。平成16年頃にはウイルス性肝炎に関する医療費助成もなく、高額な医療費を負担せざるを得ませんでした。加えて、当初は休職扱いにしてもらえた仕事も、治療が長期化して退職せざるを得なくなりました。収入は減るのに、高額な医療費で支出が増え、家計には大きな負担がかかっていました。妻には、経済面でも辛い思いをさせました。

治療が一段落ついてからは職場に復帰しましたが、今でも入院のたびに仕事を休まざるを得ません。直近では、平成29年3月に10日間ほどの入院を余儀なくされました。

入院治療だけではなく、ゼフィックス等の投薬、2か月に1度の血液検査、年に2回程度のCT、胃カメラの検査は欠かせず、肝がん治療に伴う時間的拘束や経済的負担は相応にあります。これからも、このような検査や治療は一生続いていきます。

今回和解が成立することには安堵していますが、この機会に、国に対して2つ、お願いをしたいことがあります。

1つ目は、重篤な肝疾患患者に対する医療費助成の拡充を早期に実現させて欲しいということです。私の経験を振り返っても、病気で働けないことによる収入減少と、高額な医療費負担による支出増大という経済面の打撃が、肝がん発症後で一番苦しかったことです。和解によって給付金が支給されるとはいつても、このような経済的負担がすべて解決されるわけではありません。是非とも、重篤な肝疾患の患者に対する医療費助成拡充を早期に実現させてください。

2つ目は、B型肝炎ウイルスに対する正しい知識を社会に広めて欲しいということです。B型肝炎ウイルスは、日常生活における接触ではほぼ感染しないはずですが、社会一般ではそのことが十分には知られておらず、偏見・差別が根強く残っています。私も、職場で、B型肝炎のことを、直属の上司以外の同僚には言えないでいます。日常生活ではほぼ感染しないということがもっと広く知られば、今ほどの負い目を感じずに生活が出来ると思います。国において、今後とも、B型肝炎ウイルスに関する正しい知識を広める施策を実施してもらいたいと希望します。

(2017年7月24日弁論期日にて陳述)



[石川県・男性]

今日の和解に当たりまして私の人生で肝炎ウイルス感染がどのようなものだったかを述べたいと思います。家族を持って仕事の働き盛りで、人生、これからと言う30代に入って生活も充実した日々を送っていた時でした。体がだるくなって熱が出てきてとても仕事に行けなくなりました。早速病院で診察したところ「急性肝炎」といわれて入院をさせられました。それからは暗い谷間を這いずり回るような毎日が続きました。入院して肝生検では24時間の絶対安静で生理作用もままならない体験をし、酷い思いをしました。それからは投薬治療もなくひたすら栄養と安静で肝機能の安定を待つ日々でした。職場では事業発注で現場の指導監督も出来ず多くの同僚の皆さんに迷惑をかけることになりました。そのような状態が半年も続きました。

その後、退院はしてもなお1年近くはまともに勤務できませんでした。職場ではこれから要となって働く立場から一転、迷惑者になりました。給料は低下して収入は減りました。その頃、私の家庭でも自分だけでなく長女が腎臓の病気になり入院をしてしまいました。そのため家族が病院で暮らすような状態になりました。妻は二女を病院から保育所へ送迎して職場へ通いました。

このように仕事も家庭も混乱して一時は破滅かと思いました。今思ってもその時の痛みは抜けません。幸いにも主治医の熱心な治療と周りの皆さんの温かい支援で切り抜けることが出来、今日の日を迎えています。

その後、体調の管理に気を付けて毎年定期的に肝臓や胃カメラ検査等をしてきましたが2年前の検査で医者から胃がんの診断がされまして胃の全摘出をしました。そのため抗がん剤の服用を言われましたが、B型肝炎ウイルス保持者である私はウイルスへの対処のためバラクルード剤をこれから一生飲むことを指示されました。高価な投薬の経済的負担と生活への不安は突然のことで困惑しましたが、生きるためにそのことを選びました。

今回、発病から20年以上経過していたことから、除斥期間経過ということで和解することになりました。除斥期間が経過したといっても、闘病の苦しみや辛さについて私の記憶から消えることはなく、国がその償いをしてくれないことを腹立たしく思えます。

これから、残りの人生について抗ウイルス剤の服用を続けなければならない、また、新たな肝ガンや関連症例の発症について、経済的、精神的な負担が心配です。国には安心して残りの人生が送れますように、特段の配慮をお願いしたいです。

また、これからも、私だけでなく、多くの感染者が困らない様、重ねて支援を要望します。B型肝炎ウイルスは無くならず、それぞれの体内に潜伏して休眠しています。そのため今後とも常に再発への不安と余病を心配する生活を強いられています。再発後は高ウイルス薬の投与は一生付きまといまいます。公的給付もありますが経済的負担や精神的重圧は消えません。

発病から20年が経過したといっても、ウイルスの不安を消してくれるものではありません。

今後は、除斥期間経過後のB型肝炎感染者の実情を知ってもらい、国には公正な救済を求めるとともに、裁判所には、迅速で公正な裁判をしてもらいたいと思います。

(2017年2月13日弁論期日にて意見陳述)

福井原告交流会を開催しました



2017年10月29日午後1時から、福井県織協ビルで今年2回目の原告交流会（福井）を開催しました。

今回は、福井県肝炎対策協議会に対する取り組み、金沢大学医学部での患者講義、新しい医療費助成制度案などについて報告や協議を行いました。ドクター・ズーの清水医師にも参加していただきました。

参加者の皆さまには新しい医療費助成制度案などそれぞれの報告に関心をもっていただき充実した協議ができました。

もっとも、参加頂いた原告さんの人数がやや寂しかったので、今後は、たくさんの皆さんにご参加頂けるようより充実した内容にしていきますので是非ご参加いただければと思います。 【弁護士 園山達紀】